

**公益財団法人東京都島しょ振興公社**  
**令和7・8年度広報宣伝事業業務委託に係る募集要項**

令和7・8年度広報宣伝業務を委託する者を選定するため、以下の要領により公募型プロポーザル審査を実施します。

1 業務委託の概要

別紙1のとおり

2 参加資格

次に掲げる条件をすべて満たす者とする。

- (1) 地域の産業観光PRに係る広告代理業務の実績がある法人であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（会社更生法にあっては更生手続開始の決定、民事再生法にあっては再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと等、経営状態が著しく不健全である者でないこと。
- (4) 国税、地方税を滞納していないこと。

3 参加意向届等の提出

プロポーザル審査への参加希望者は以下の書類を令和6年12月10日（火）17時までに下記担当宛へ郵送または持参にて提出してください。

- (1) 参加意向届 1部  
別添「参加意向届」に記載してください。
- (2) 受託実績表 10部  
別添「受託実績表」に記載してください。
- (3) 企業概要書 10部  
様式は任意とします。企業概要を確認できる資料を提出してください。

4 参加決定業者への通知について

受託実績表等の内容に基づき書類審査を行います。審査結果については令和6年12月11日（水）までに全ての応募者に通知します。

なお、個々の審査結果に関する質問にはお答えできません。

## 5 事前説明会の実施について

参加決定業者に対して以下のとおり事前説明会を開催します。

### (1) 実施日

令和6年12月16日(月)午後2時(予定)

### (2) 場所

公益財団法人東京都島しょ振興公社内会議室  
(東京都港区海岸1-4-15 島嶼会館2F)

### (3) 留意事項

説明会は任意参加です。出席者は1社1名までとします。

## 6 質問及び回答

(1) 質問受付期間は、令和6年12月18日(水)から令和6年12月25日(水)17時までとします。下記担当宛にメールにて送信してください。様式は任意とします。

(2) 質問に対する回答は、令和7年1月8日(水)17時までにメールにて行います。

なお、公平性の観点から、全参加者に対して質問及び回答を送付します。

(3) 質問受付期間経過後の質問は、一切受け付けません。

## 7 企画書の作成

別紙1「5 業務概要」を全て網羅する形で企画書を作成してください。

## 8 企画書等の提出

以下の書類を令和7年1月31日(金)17時までに下記担当宛へ郵送または持参にて提出してください。

(1) 企画書 15部(正本1部、副本14部)

ア 様式は任意とします。ただし、複数案の提示は認めません。

イ 正本のみ貴社名を記入してください。副本には貴社の過去の実績及び貴社名(貴社名と断定できる文言)は記載しないでください。

(2) 見積書 15部(正本1部、副本14部)

ア 正本のみ貴社名を記入してください。副本には貴社名(貴社名と断定できる文言)は記載しないでください。

(3) その他参考資料 15部(正本1部、副本14部)

ア 正本のみ貴社名を記入してください。副本には貴社の過去の実績及び貴社名(貴社名と断定できる文言)は記載しないでください。

## 9 プロポーザル審査会について

(1) 開催日(予定)

令和7年2月10日(月)から14日(金)までのうち1日(祝日を除く)

(2) 場所

島嶼会館 2階会議室（東京都港区海岸 1-4-15）

(3) 集合場所及び実施日時

参加者に別途お知らせいたします。

(4) 実施方法

ア プレゼンテーション参加者は、一社につき 3名までとします。

イ 進行は、公益財団法人東京都島しょ振興公社（以下、「公社」という。）が行います。

プレゼンテーション参加者は、会場に入場後、指定された場所へ着席のうえ、公社の指示があるまで、発言は控えてください。

また、会場の入場から退場までの間は、貴社名の発言は行なわないでください。

ウ プレゼンテーションは、上記 8 で提出した企画書等に基づき実施してください。なお、審査員用の企画書等は配布済みですので、当日配布する必要はありません。

エ 原則として、プロポーザル実施時間内での追加資料の配布は認めません。説明用に企画書と別の資料がある場合は、上記 8 で指定した期日までに同 8（3）の資料として提出してください。

オ 企画書の説明時間は、1社につき 20分以内とし、20分を超えた場合にあっては、途中で打ち切りとなります。

カ 質疑は、企画書の説明終了後、1問1答形式で行います。

キ 審査に際し、公社では、プロジェクター・パソコン等の各種機器を用意しておりますので、機器を使用の場合は、プロポーザル参加者が自らが持参ください。

(5) プロポーザル審査の方法及び結果通知

ア 別紙 2「審査基準項目」に基づき、審査員が企画書の内容を総合的に審査します。

イ 審査結果は、令和 7年 2月 28日（金）までに全参加者へ通知します。

なお、個々の審査結果に関する質問にはお答えできません。

10 契約

採用された事業者は、公社との調整後、契約を締結し、速やかに広報宣伝事業を実施するものとします。

11 その他

(1) 企画書作成等に要する経費については、公社は負担しません。

(2) 原則として、提出物は返却しません。

(3) その他、委託契約に関わる内容については別紙資料「契約書(案)」をご確認ください。

12 提出先及び連絡先

公益財団法人東京都島しょ振興公社 業務課 担当：町田

電話：03-5472-6546 E-mail：kousya-g@tokyoislands-net.jp